

## 訪問リハビリテーション事業所 重要事項説明書

### 1. 本事業の目的

従業者（作業療法士、理学療法士）が要介護者、要支援者に対し、主治医の指示に基づき療養上の目標を設定し、利用者の居宅において適正なリハビリテーションを提供することを目的とします。

### 2. 運営規定

- 本事業所が行うサービスは、主治医の指示に基づいて療養上の目標を設定し、計画的なリハビリテーションを提供することにより、要介護状態の軽減、要介護状態となることの予防に寄与します。
- サービスの提供にあたっては、主治医との綿密な連携に基づき、病状や心身の状況及び環境に配慮し、利用者の心身機能の維持回復を図るよう適切なリハビリテーションを行います。
- サービスの提供にあたっては、医学の進歩に対応し、適切なリハビリテーション技術をもって行うことができるよう新しい技術の習得など、研鑽を積むよう努めます。

### 3. 従業者の職種

作業療法士 2 名、理学療法士 4 名

### 4. 営業時間

営業日 : 月～金曜日（年末年始を除く） 営業時間：9：00～17：30  
実施時間：20分を1回として実施（40分は2回、60分は3回）  
対象地域：厚別区全域及び隣接する市区町村の一部

### 5. 利用料金 別紙参照

### 6. キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料金が発生します。但し、以下の場合は例外です。

(1)前営業日の17:30までに連絡があった場合（月曜予定の場合は金曜までの連絡）

(2)病状の急変や急な入院・受診の場合 

キャンセル料 500円
-------------

※連絡は電話でお願いします。

### 7. 通常のサービス提供以外のサービス提供

本事業運営方針に定められているサービス提供以外のサービスを提供する場合は、「特別サービス提供契約書」を締結し、実施します。契約の内容によって実費相当負担金額が発生する場合があります。

### 8. 利用料金の請求について

当月の利用料の請求は、翌月に請求書をお渡しし、当事業所の指定する方法で支払いをお願い致します。

### 9. 緊急時等における対処方法

従業者は、リハビリテーションの提供を行っている時に利用者に病状の急変等が生じた場合、適切な措置を講じるとともに、主治医へ連絡致します。

### 10. 事故発生時の対応及び損害賠償

事業所が行うサービスにおいて事故が発生した場合は、緊急対応をおこない、速やかに各関係機関に連絡します。また、サービス提供に際してご利用の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業所の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

### 11. 秘密保持について

従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の補密を漏らしません。ただし、利用者へのサービス提供にあたり、サービス担当者会議等において必要最低限の利用者又はその家族の情報をを用いることは、別紙同意書により可能とさせていただきます。

## 12. 衛生管理

事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、従業者に研修及び訓練を定期的実施します。

## 13. 虐待の防止のための措置に関する事項等

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために担当者を選定及び指針を整備し、従業者に研修を実施しています。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

事業所は、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束等を行いません。身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 14. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時に利用者にサービスを継続的に提供するため、及び非常時に早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定しています。従業者に周知し、必要な研修や訓練を定期的実施します。

## 15. 苦情処理について

利用者又はその家族は、当該訪問リハビリテーションのサービス内容等に関し苦情がある場合、下記の苦情処理窓口で苦情の申し立てができます。また、国民健康保険団体連合、市町村等に設置している苦情処理窓口の利用を事業者は妨げません。

苦情受付：(011)802-8127 担当者：竹中 準（リハビリテーション部 部長） 受付時間 9:00～17:30

## 16. 契約の期間

- (1) 契約の期間は契約を提携した日から1年としますが、契約内容に変更がなく利用者、事業所双方において契約解除の申し入れがない場合は、自動的に更新されます。
- (2) 利用者は、事業所に対していつでも契約の解約を申し出ることができます。
- (3) 事業所は、利用者の著しい不信行為により契約が困難となった場合、口頭にて契約を解除できます。この場合、事業者はケアプランを作成した居宅介護支援事業所に連絡致します。

## 17. サービス提供が継続できない場合がある事案

- (1) 2ヶ月分利用料の支払い遅延の場合。当方からの督促に応じていただけず支払いを拒否した場合。
- (2) サービス提供者及び職員への暴言や暴力、過剰な要求、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等、人権を侵害する行為があり、当方から改めるよう求めたにも関わらず、改善がみられない場合。
- (3) 利用者又はその関係者とサービス提供者及び職員の信頼関係が損なわれ、健全かつ円滑なサービス提供が困難となった場合。
- (4) サービス提供において契約内容と相違が生じた場合（利用者さん宅での飲食含む）。
- (5) 訪問リハビリを継続利用する際、3ヶ月に一度ファミリークリニックこころの医師の診察が必要となります。医師の診察が行えなかったときは一時訪問リハビリを中止し、受診をもって再開致します。

## 事業所の名称、所在地、連絡先

名称：医療法人社団 秀和会 ファミリークリニックこころ 訪問リハビリテーション事業所

所在地：札幌市厚別区もみじ台東4丁目2番7号

連絡先：(011) 802-8127 代表：(011) 897-0053

説明者：医療法人秀和会 ファミリークリニックこころ

訪問リハビリテーション事業所 \_\_\_\_\_

重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

【利用者】氏名 \_\_\_\_\_

【説明を受けられた方】 \_\_\_\_\_ (利用者との関係： \_\_\_\_\_)